

環境大臣
石原 宏高 様

香害をなくす連絡会(以下5団体)

特定非営利活動法人 日本消費者連盟
特定非営利活動法人 ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議
特定非営利活動法人 有害化学物質削減ネットワーク
認定特定非営利活動法人 化学物質過敏症支援センター
日本消費者連盟関西グループ

香害への対策を求める要望書

日頃より、環境行政にご尽力いただき、御礼申し上げます。私共「香害をなくす連絡会」は、柔軟仕上げ剤（以下柔軟剤）、合成洗剤、消臭除菌スプレー、制汗剤、芳香剤など、主に香りのある家庭用品による健康被害、「香害」をなくす活動に取り組む市民団体で構成される連絡会です。

さて、2024 年度に、日本臨床環境医学会と室内環境学会の環境過敏症分科会が、「香害をなくす議員の会」（注1）の協力を得て、「子どもの『香害』および環境過敏症状に関する実態調査」を行い、8月20日に、その中間報告が発表されました。それによると、全国約8000人の小中学生の10%が香害被害を感じたことがあるという、看過できない実態が明らかになりました。（注2）

この調査結果は反響を呼び、即日に配信記事となり、相当数の新聞で報じられたほか、独自記事を掲載した新聞社も複数ありました。また、9月21日にはNHKテレビニュースでも報道され（注3）、香害の深刻さについて社会の認知が広がりつつあります。

国は、5省庁ポスターを作成し、柔軟剤などの香りで健康被害が起きていることと、消費者に製品使用時の配慮を呼びかける周知を行っています。しかし、この調査結果によって、多くの子どもが香害被害に遭っているという現実が明らかになりました。国は、今すぐに、もっと踏み込んだ実効性のある対策を講じる責務があると考えます。

貴省に置かれましては、香害に関連する環境への調査や研究支援にお取り組み頂いていますが、香害をもたらす製品の生産・販売・使用を減らして行けるように、現実在即し、取り得る対策を手掛けていただきたく思います。

つきましては、行政の皆様との協働を引き続きお願いしたく、下記の項目について要望を致します。

お忙しいところ恐縮ですが、**11月10日（月）までに**ご回答を頂きたく、よろしくお願い申し上げます。ご回答は連絡会内外で共有させていただきますので、ご了承ください。

記

1. 改正「海洋漂着物処理推進法」第十一条の二の基本方針に示す取組として、マイクロプラスチックの実態把握等を進めて下さっているようですが、マイクロカプセルの使用禁止や自粛を、事業者には行政指導する方法を考え、具体的に示してください。

* 海外では、EU 社会経済分析委員会（SEAC）による「意図的に添加されたマイクロプラスチックを禁止する」制限案が2023年10月に採択され、カプセル化香料や洗剤も対象になりました。実施までの移行期間はあと数年です。分解性ポリマーは対象外ですが、マイクロカプセルや徐放技術によって、化学物質が長く発生し続けることが問題ですので、仮に、素材を変更しても解決には至りません。マイクロビーズに関して、2019年に日本化粧品工業会

が自主規制したように、柔軟剤や合成洗剤などのマイクロカプセルに関して、日本石鹸洗剤工業会が自主規制するように、経産省とも連携して指導するような方法を具体的に示してください。

2. 大気汚染対策の一環として、PM2.5のような微小粒子状物質であるマイクロカプセルの家庭用品への使用禁止や自粛を事業者に指導してください。また、VOCs（揮発性有機化合物）を多く排出するような製品の製造自粛を事業者に指導してください。人口密度の高い都市部では、消費者製品由来のVOCsが、排気ガスよりも大気を汚しているという海外の論文が出ています。
* マイクロプラスチックが、嗅覚を感じる脳の領域内の嗅球から検出されたという論文（資料1）や、解析を行った全ての日本の患者の肺からマイクロプラスチックが検出されたという研究も出ています（資料2）。PM2.5は、肺の末梢に沈着しやすく、近年増えている「肺腺がん」のリスクを高めることが報告されています（資料3）ので、マイクロカプセルを「意図的に添加」する行為は即刻やめるべきです。また、アメリカ海洋大気庁の研究によって、香り付き消費者製品などに含まれる石油由来の化学物質「揮発性有機化合物（VOC）」が、都市部では、排気ガス以上に大気汚染源であることが明らかになっています（資料4）。
3. 国連の「化学物質に関するグローバル枠組み（GFC：Global Framework on Chemicals）」の観点から、家庭用品へのGHS表示を進めてください。
* GFCのターゲットB6「2030年までに、全ての政府は、自国の状況に適した形で、全ての関連部門において、化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（GHS）を適宜実施する」の本旨に基づき、家庭用品にもGHS表示をするよう、厚労省とも連携して、消費者庁へ働きかけてください。
4. 国のPRTR（環境汚染物質の排出や移動の登録）制度の指定物質に、柔軟剤の主成分（陽イオン界面活性剤）を対象物質として検討するよう、リスク評価に加えてください。
* 近年、柔軟剤の使用が増加していますので、PRTRの対象として再検討する必要があります。EUでは環境残留性の高い陽イオン界面活性剤には使用制限があるものがあります。
5. 環境負荷を減らすために、合成洗剤や柔軟剤ではなく、石けんの使用普及に尽力してください。
* かつてのような合成洗剤による環境汚染公害は減少していても、石けんと比較して分解性が悪いのは事実です。合成洗剤にはセットで柔軟剤を使用するのが当たり前という状況が香害を生み出しています。
6. 「環境基本計画」環境政策の原則・手法にある「予防的な取組方法」の考え方に則り、上記の環境政策を講じてください。
* 環境基本計画には、『「予防原則（precautionary principle）」に基づき、環境に重大な影響を及ぼす恐れがある化学物質や新技術に対し、科学的証明が不十分な場合でも環境への悪影響を防止する措置を可能にする』という「予防的な取組方法」が記載されています。既に被害が出ている香害は、対策が後手後手になっています。知らずに吸い込んで被害が拡大したアスベストのようなことにならないように、「絵に描いた餅」ではなく、一刻も早く対策を講じ、EUのようにマイクロプラスチックの「意図的な添加」の規制に動いてください。

以上

<注>

注1. 超党派の国会議員・地方議員を中心に2022年発足。（2025年9月末現在、会員151名）

注2. 【報告】記者会見&院内集会「子どもの香害被害への対策を」

<https://nishoren.net/new-information/21829>

注3. 「人工的な香りで体調不良 “子どもへの影響めぐり調査報告” NHK NEWS WEB

<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20250921/k10014928401000.html>

<参考資料>

資料 1

Microplastics in the Olfactory Bulb of the Human Brain

「人間の脳の嗅球におけるマイクロプラスチック」

JAMA Netw Open Published Online: 2024;7(9):e2440018. doi:10.1001/jamanetworkopen.2024.40018

<https://jamanetwork.com/journals/jamanetworkopen/fullarticle/2823787>

資料 2

「解析したすべての患者から検出された」人の肺からプラスチック

<https://newsdig.tbs.co.jp/articles/rkb/2203152>

資料 3

IARC: Outdoor air pollution a leading environmental cause of cancer deaths

「IARC:屋外の大気汚染はがんによる死亡の主な環境要因」

https://www.iarc.who.int/wp-content/uploads/2018/07/pr221_E.pdf

PM2.5 induces the distant metastasis of lung adenocarcinoma via promoting the stem cell properties of cancer cells

「PM2.5 はがん細胞の幹細胞特性を促進することで肺腺癌の遠隔転移を誘発する」

<https://doi.org/10.1016/j.envpol.2021.118718>

資料 4

Fragrant consumer products a key source of ozone-forming pollution in New York City

「ニューヨーク市におけるオゾン層汚染の主な発生源は香り付き消費財」

<https://research.noaa.gov/fragrant-consumer-products-a-key-source-of-ozone-forming-pollution-in-new-york-city/>

Volatile chemical products emerging as largest petrochemical source of urban organic emissions

「揮発性化学製品が都市有機排出物の最大の石油化学源として浮上」

SCIENCE 16 Feb 2018 Vol 359, Issue 6377 pp. 760-764 DOI: 10.1126/science.aag0524

<https://www.science.org/doi/full/10.1126/science.aag0524>

問い合わせ先：日本消費者連盟

「香害」担当 杉浦 陽子

〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 1-9-19-207

Tel : 03-5155-4765

Fax : 03-5155-4767

Mail : sugiura@nishoren.org